

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第47号

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

岩手県港湾施設管理条例（昭和40年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(危険物についての制限) 第5条 [略] 2 [略] 3 危険物の種類は、港則法（昭和23年法律第174号） <u>第21条第2項</u> の規定により定められた種類とする。	(危険物についての制限) 第5条 [略] 2 [略] 3 危険物の種類は、港則法（昭和23年法律第174号） <u>第20条第2項</u> の規定により定められた種類とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。